

# 令和2年度 岩国市職員募集要項

## 職務経験者（UJIターン）

### 1 試験区分及び採用予定数等

試験区分	採用予定数	受験資格
事務	2人程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和55年4月2日以降に生まれ、学校教育法に規定する高等学校以上（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li><li>・平成25年4月1日から令和2年7月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注） ただし、現在、岩国市内に本社・本庁を置く民間企業等に勤務している人を除く。</li><li>・現在、岩国市外に在住し、採用後、岩国市に定住できる人</li></ul>
土木	2人程度	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和55年4月2日以降に生まれ、学校教育法に規定する高等学校以上（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li><li>・平成25年4月1日から令和2年7月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ただし、現在、岩国市内に本社・本庁を置く民間企業等に勤務している人を除く。</li><li>・現在、岩国市外に在住し、採用後、岩国市に定住できる人</li><li>・令和2年7月31日現在で次のいずれかに該当する人<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人</li><li>(2) 公務員の土木技師として5年以上の職務経験がある人</li></ol></li></ul>

<p>建築</p>	<p>2人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和55年4月2日以降に生まれ、学校教育法に規定する高等学校以上（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li> <li>・平成25年4月1日から令和2年7月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ただし、現在、岩国市内に本社・本庁を置く民間企業等に勤務している人を除く。</li> <li>・現在、岩国市外に在住し、採用後、岩国市に定住できる人</li> <li>・令和2年7月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築士法に基づく1級又は2級建築士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の建築技師として5年以上の職務経験がある人</li> </ul> </li> </ul>
<p>保健師</p>	<p>2人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和55年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有する人</li> <li>・平成25年4月1日から令和2年7月31日までに民間企業や公的機関等において保健師資格を取得後5年以上の福祉、保健に関する職務経験がある人（注） ただし、現在、岩国市内に本社・本庁を置く民間企業等に勤務している人を除く。</li> <li>・現在、岩国市外に在住し、採用後、岩国市に定住できる人</li> </ul>

（注）「5年以上の職務経験」とは、民間企業等での勤務時間が休憩時間を除き、1週間当たり30時間以上の常勤勤務（雇用期間の定めのない正規型の労働者）を1年以上継続し、これらの経験年数が通算で5年以上ある場合に該当します（1か所1年未満は加算しません。）。ただし、最低1か所で3年以上継続して勤務をした期間が必要となります。

月の中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなし、1月でカウントします。

同一期間内に複数の民間企業等に勤務していた場合は、いずれか一方の期間のみ通算します。

休業等（休職、産前・産後休業、育児休業、介護休業）のために業務に従事しなかった期間は職務経験の期間に含めることはできません。

■ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人（保健師を除く。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの人

- (3) 岩国市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

## 2 試験の日時、場所及び内容

区 分	日時・場所	試験種目
第一次試験	<b>令和2年10月18日(日)</b> 受付：8時30分から 説明開始：8時50分 試験開始：9時 試験終了：12時30分 場 所：岩国市役所 会議室	・SPI（基礎能力 検査・性格検査） ・小論文
第二次試験	令和2年11月15日(日) 場 所：岩国市役所 会議室	面接（個別面接・専門面接） ※事務は個別面接のみ
最終合格発表	令和2年11月下旬	

- ・ 第一次試験当日は閉庁日のため、商工会議所側の西側玄関を利用してください。
- ・ 第二次試験の詳細は、第一次試験の合格通知の際にお知らせします。
- ・ 自然災害等で試験の延期や開始時刻の繰り下げ等、試験実施に変更が予想される場合は、岩国市職員採用ホームページでお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場にお越しください。
- ・ 合格者の発表は、岩国市職員採用ホームページに受験番号を掲示するとともに、合格者に文書で通知します（不合格者には通知しません。）。

### ■合格者の決定方法

- ・ 第一次試験及び第二次試験の合格者は、各試験の結果により決定します（リセット方式）。

## 3 受験申込期間及び申込方法等

- (1) 受験申込期間

## 令和2年8月17日(月)から9月15日(火)まで

- ・ 持参による申込みの場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く。）
- ・ 郵送による申込みの場合は、締切日必着

### (2) 受験申込方法等

#### 受験申込書を直接又は郵送にて岩国市総務部職員課へ提出

- ・ 受験申込書（本市所定の様式を使用してください。岩国市職員採用ホームページ <https://www.city-iwakuni-saiyou.jp/> からダウンロードできます。）に写真1枚（縦4.0cm×横3.0cm）を貼付し、郵送又は直接職員課に提出してください。
- ・ 郵送による申込みの場合は、簡易書留とし、84円切手を貼付し、宛名を記載した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12.0cm）を同封してください。簡易書留によらない郵便での不着には対応できません。
- ・ 受験申込書を受理した場合は、受験票を送付します。なお、9月26日（土）までに受験票が届かない場合は、職員課人材育成班（TEL0827-29-5036）までお問い合わせください。
- ・ 第二次試験合格後に提出していただく「勤務先の在職期間等証明書」には、法人名（団体名）、代表者名、社印（団体印）、勤務期間、1週間の勤務時間などの記載が必要となります。個人事業主の場合は、事業所の代表者名で作成する在職期間等証明書のほかに、営業時間、営業日などを客観的に証明できる書類を提出していただく必要があります。  
※会社が倒産等により在職期間等証明書が提出できない場合は、雇用契約書、賃金明細、年金記録、源泉徴収票、雇用保険受給資格証明書等の在職したことが確認できる書類を提出していただきます。
- ・ 第二次試験の際、岩国市外在住の確認のため住民票記載事項証明書を提出していただきます。

## 4 採用予定日及び待遇

### (1) 採用予定日

令和3年4月1日以降に採用となります。

### (2) 待遇

初任給	大学卒業後 職務経験5年：約221,500円 短期大学卒業後 職務経験5年：約207,800円 高等学校卒業後 職務経験5年：約193,900円 ※学歴・職歴等により調整されることがあります。
諸手当	初任給に加えて、「扶養手当」、「住居手当」、「通勤手当」等の諸手当が要件に応じて支給されます。 扶養手当：扶養親族のある職員に対して支給されます。 住居手当：借家等に住んでいる職員に対して支給されます。(最高27,000円)。 通勤手当：交通機関などを利用している職員に対して支給されます。(最高50,000円)
期末・勤勉手当	夏(6月)・冬(12月)に支給されます。 ※年4.50か月 令和元年度実績
勤務時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間 午前12時から午後1時まで) ※勤務場所により異なる場合があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) ※勤務場所により異なる場合があります。
休暇等	年次有給休暇(年20日。4月1日採用の場合、1年目は15日)、 夏季休暇、結婚休暇、介護休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、育児休業制度等があります。
社会保険制度	山口県市町村職員共済組合の組合員として、健康保険及び年金に加入します。

※令和2年4月1日現在の内容です。採用されるまでに給与関係及び勤務時間関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 5 試験結果の開示

この採用試験の結果(受験人数中の順位のみ)については、第一次から第三次までの各試験の可否通知書の通知を受けた日から30日以内に限り、受験者本人が開示を請求することができます(ただし、合格者は除きます)。

受験票と本人であることが証明できる物(運転免許証など)を持参して、岩国市役所職員課(市役所本庁舎3階)へ直接お越しください。電話等による開示請求はできません。

## 6 申込先・問合せ先

岩国市 総務部 職員課 人材育成班（市役所本庁舎 3 階）

〒 740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL : 0827-29-5036（直通）

E-mail : [syokuin@city.iwakuni.lg.jp](mailto:syokuin@city.iwakuni.lg.jp)